

市営住宅募集のご案内①

市 営 住 宅 に つ い て

市営住宅は、住宅に困っておられる低所得者の方々のために建てられた賃貸住宅です。このため、民間賃貸住宅などとは異なり、公営住宅法や山陽小野田市営住宅条例などに入居資格が定められており、いろいろな制限があります。

この案内をよくお読みいただき、入居資格をご確認の上、お申し込みください。

※入居資格がない場合は、申込みの無効・失格となりますので、ご注意ください。

市営住宅における暴力団員排除の取組みについて

本市では、市営住宅の入居者等の生活の安全と平穩の確保、市営住宅制度の信頼確保のため、申込者、同居又は、同居しようとする親族（以下「申込者等」という。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員。以下同じ。）ではないことを入居資格として条例に規定し、暴力団員に該当する場合には、入居決定をしないことといたしました。

このため、市営住宅の入居申込みをされる方には、申込者等が暴力団員ではないことについて誓約をいただくとともに、市においては入居者資格の審査の際に、暴力団員に該当するか否かについて警察に照会しています。

趣旨をご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

目 次

1. 市営住宅に入居するまでの手順

(1) 入居資格の有無の確認 1

(2) 申込みから入居まで 2

2. 申込みの無効・失格と注意事項について 4

3. 入居者資格等について 5

4. 裁量世帯について 6

5. 優遇措置（優先枠・多数回応募）について 7

※優先枠対象者 8

6. 入居資格審査等について 9

7. 入居にあたっての注意 11

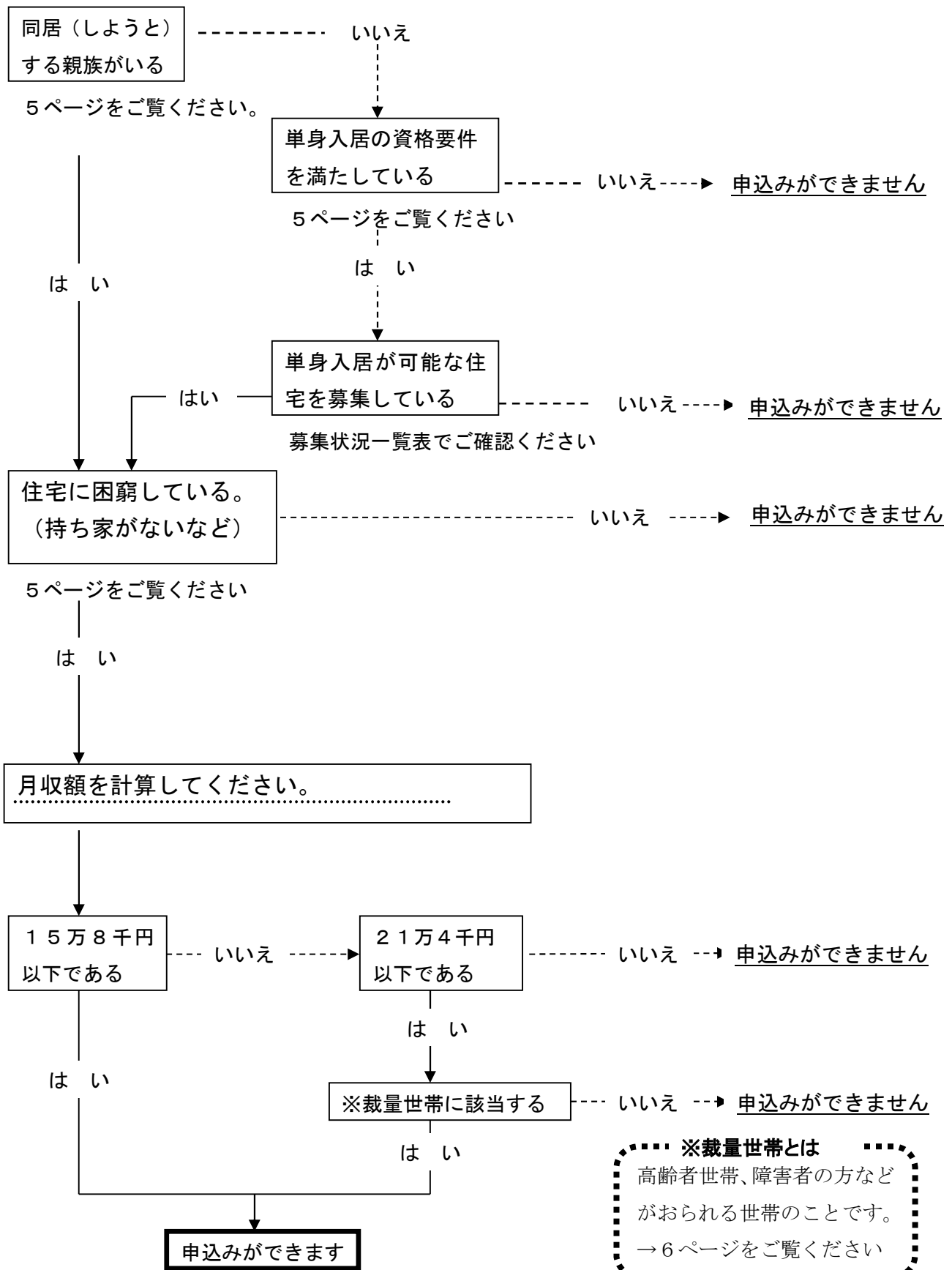
＜入居の承継について＞ 11

＜駐車場について＞ 11

1. 市営住宅に入居するまでの手順

(1) 入居資格の有無の確認

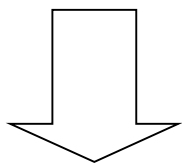
次の手順により確認してください。



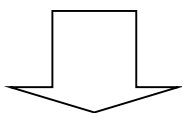
(2) 申込みから入居まで

申込書を提出

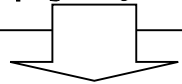
募集月の申込期間内に、
市役所建築住宅課へ持参
又は郵送してください。



申込書の受付

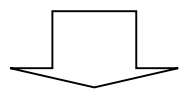


抽選番号のおしらせ



公開抽選会

公開抽選会の日時、場所等
については、別紙「募集状況一覧
表」をご覧ください。



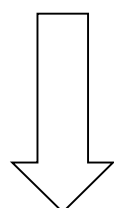
抽選結果のおしらせ



落選者



仮当選者



- 申込みは、1回の募集において1世帯につき1通に限ります。
- 指定の申込書をご使用ください。
- 山陽小野田市建設部建築住宅課へ持参又は郵送してください。
- ※ 郵送の場合は申込期間内の郵便局の消印があるものが有効です。

(注) 申込み締切日に投函される場合、時間帯により翌日以降の消印となる場合がありますので、特にご注意ください。

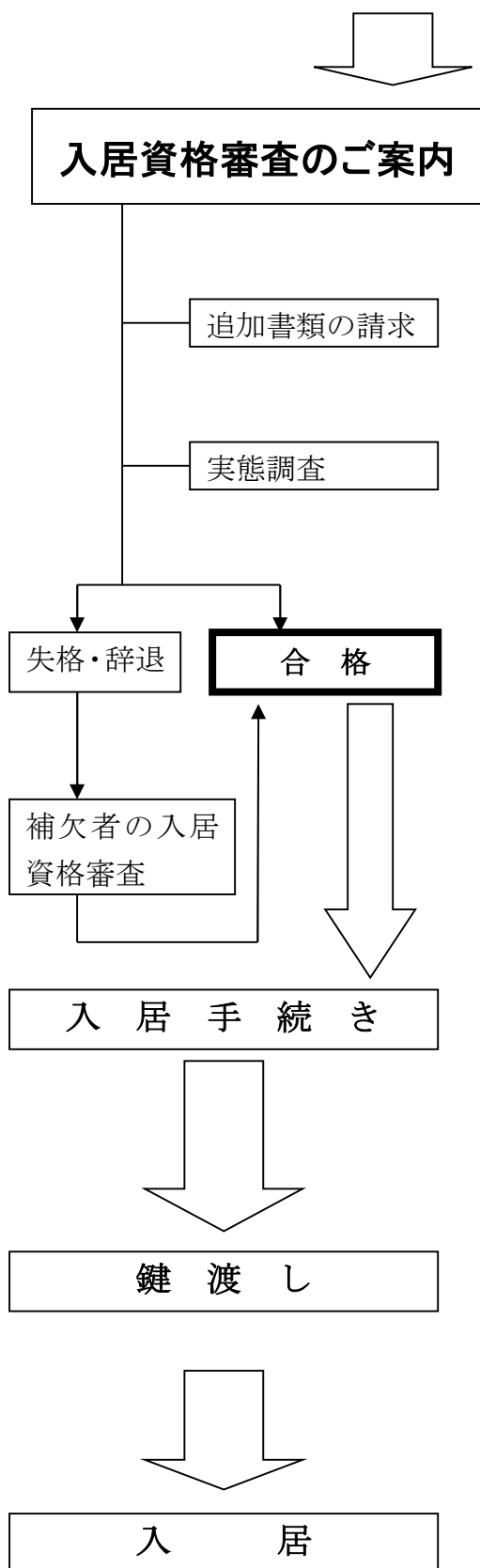
- 申込書の記載状況を確認します。
- (注) 申込書に書きもれがあるものや、切手が貼られていないものなど申込書に不備がある場合は受付ができませんのでご注意ください。

- 郵送で抽選番号をお知らせします。

- 出席する必要はありません。
- 申込者のうち、希望される方は、抽選会を見学することができます。
- 「仮当選者」及び仮当選者が失格した場合に備えて「補欠者」も決定します。

- 山陽小野田市役所建築住宅課または地域活性化室にて結果を掲示し、郵送にて抽選結果をお知らせします。

- この時点では、あくまでも仮当選です。



○ 審査は、市役所建設部建築住宅課で行いますので、指定された期間に、書類を持参のうえ、来所して下さい。

○ 提出いただいた書類で確認できないときは、さらに書類の提出をお願いします。

○ 提出いただいた書類を確認するため、必要に応じて実態調査をおこなうことがあります。

○ 入居資格がない方又は入居資格が確認できない方は失格となり、市営住宅に入居できません。

○ 仮当選者が失格又は辞退した場合、補欠者の資格審査をおこないます。

○ 入居手続きをおこないます。

※敷金は、家賃の3カ月分です。

※連帯保証人が必要です。

※印鑑証明書が必要です。

※市税の未納のない証明書が必要です。

○ 入居手続きを完了された方に鍵をお渡しします。

2. 申込みの無効・失格と注意事項について

申込みの無効・失格

次のような場合は、申込みを無効とします。

受け付けた後、抽選で仮当選しても失格となります。

- ① 申込書に虚偽の記載があったとき
- ② 申込書に必要事項が記載されていないとき
- ③ 入居資格がないとき又は入居資格審査期間中に入居資格が確認できないとき
(詳しくは5ページをご確認ください)
- ④ 友人等の寄合世帯で申し込んだとき又は世帯を不自然に分割(合併)して申し込んだとき
- ⑤ 重複申込みをしたとき
1回の募集において1世帯(婚約者との申込みの場合等も1世帯とします)から2通以上申込みしたとき
- ⑥ 優先枠対象者(8ページ)でない方が優先枠に申し込んだとき
- ⑦ 申込者、同居又は同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に該当する暴力団員であるとき。

注意事項

- ① 入居の時に申込書に記載した方全員が同時に入居できることが必要です。
申込み後、同居親族に変更があった場合は入居できません。(婚約者がかわった場合も同じです)
- ② 婚姻予定者(当該募集の申込み締切日から3カ月以内に結婚する方)は、後日、入居資格審査の際に、婚約を証する書類(結婚式場の予約証明書など)を提出していただくこととなります。
- ③ 募集を行う住戸には、高齢者・障害者向けに対応した設備がないものがありますので、住戸の設備等についてはお問い合わせください。

個人情報の保護について

山陽小野田市では、個人情報を適正、かつ安全に取り扱うため、次のような措置を講じるとともに、漏えいや滅失を防止するため細心の注意を払います。

○ 収集の制限

あらかじめ取り扱う目的を明らかにしたうえで、原則として本人から情報をいただきます。

○ 利用及び提供の制限

収集した個人情報は、目的外には利用、提供しません。

○ 適正な管理

保有する個人情報は、正確かつ最新の状態に保つように努め、漏えいや滅失を防止するため細心の注意を払います。

山陽小野田市建設部建築住宅課

3. 入居者資格等について

市営住宅に申込みをされる方は、次の①から④のすべての条件を満たしている必要があります。

- ① 同居又は同居しようとする親族（婚姻の予定者及び内縁の配偶者を含みます）がある方
- 友人等の寄合世帯での申込みや、世帯を不自然に分割（合併）した申込みはできません。
 - 婚姻予定で申し込まれる方については、当該募集の申込み締切日から3カ月以内に確実に結婚し、入居できることが条件です。
 - 外国人については、住民登録を行っている方に限ります。

※ 単身での申し込みが可能な場合について

- 次のア～ケのいずれかに該当する方は単身でも申込みが可能です。
 - ア. 60歳以上の方
 - イ. 身体障害者（障害程度1級～4級）
 - ウ. 精神障害者（1～3級）
 - エ. 知的障害者（療育手帳の交付を受けている方）
 - オ. 戦傷病者（障害程度が特別項症～6項症まで又は第1款症である方）
 - カ. 原子爆弾被爆者
 - キ. 海外からの引揚者（引き揚げた日から5年以内の方）
 - ク. ハンセン病療養所入所者等
 - ケ. 生活保護を受けている方
 - コ. 中国残留邦人等及び特定配偶者の支援給付を受けている方
 - サ. DV被害者（県男女共同参画相談センター等の配偶者暴力相談支援センター又は婦人保護施設において保護を受けた後5年以内の方、又は配偶者に対し裁判所から接近禁止命令又は退去命令が出された後5年以内の方）
- 単身で入居できる住宅には、広さに制限があります。
単身入居が可能な住戸の募集の有無については、別紙「募集状況一覧表」でご確認ください。
- 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることができず、又は受けることが困難であると認められる方は、単身での申込みはできません。

（10ページ④参照）

- ② 入居しようとする方全員（申込家族）の控除後の月収額の合計額が158,000円以下であること。

ただし、高齢者世帯など「裁量世帯（6ページ）」に該当する場合は、控除後の月収額の合計が214,000円以下であれば、申込みができます。

「市営住宅の募集のご案内②」（月収額の計算方法）を参考にして、収入基準に合うかどうかを確かめてください。

- ③ 現在、住宅に困っておられる方

- 持家がある方は原則として申込みができません。

ただし、持家がある方であっても、入居資格審査時までには所有権を移転される場合等は申込みが可能なので、詳細について建築住宅課までご相談ください。

- 現在、県営住宅や市営住宅に入居している方は、原則、申込みができません。

ただし、特別な事情がある方は申込みができますので建築住宅課までご相談ください。

- ④ 申込者、同居又は同居しようとする親族が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

年齢等の入居資格の基準日は、当該募集の申込み締切日となります。

4. 裁量世帯について

次の（１）又は（２）に該当する場合は、裁量世帯として扱われ、入居しようとする方全員の控除後の月収額の合計額が２１４，０００円以下であれば、申込みができます。

（１）入居しようとする方が次のいずれかに該当する場合

- ① 入居申込者が６０歳以上（単身者の場合）
- ② 入居申込者が６０歳以上で、かつ、同居者のいずれもが６０歳以上又は１８歳未満の方である場合

（２）入居しようとする方の中に次のいずれかに該当する方がおられる場合

身体障害者	身体障害者手帳の交付を受けている方で障害の程度が１級から４級までの方
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で障害の程度が１級から３級までの方
知的障害者	療養手帳の交付を受けている方
戦傷病者	戦傷病者手帳の交付を受けている方で障害の程度が特別項症から第６項症まで又は第１款症の方
原子爆弾被害者	原子爆弾被害者に対する援護に関する法律（平成６年法律第１１７号）第１１条第１項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方
引揚者	海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して５年を経過していない方
ハンセン病療養所入所者等	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成１３年法律第６３号）第２条に規定するハンセン病療養所入所者等
小学校就学前の子ども	小学校就学前の子供のいる世帯 （資格の基準日は募集の申込み締切日です。） ※小学校に就学後は裁量世帯ではなくなります。

5. 優遇措置（優先枠・多数回応募）について

一般住宅の募集において、同一団地内の同一住戸タイプ（2DK、3DK等間取りが同等のもの）の募集戸数が2戸以上ある場合に、次のような優先枠を設定します。

※募集戸数が1戸の場合は、優先枠は設定せず、通常の抽選を行います。

（1）優先枠対象者の優遇措置について

① 優先枠対象者

高齢者、障害者、母子世帯など→詳しくは8ページをご覧ください。

② 優遇措置の内容

ア 優先枠の設定

同一団地・同一住戸タイプの募集戸数のうち、1/3を優先枠として確保し、優先枠対象者だけで抽選を行います。

※募集戸数が2戸のときは、そのうち1戸を優先枠とします。

イ ダブルチャンス方式

優先枠の抽選に漏れた優先枠対象者については、一般枠で、もう一度抽選を行います。

（2）多数回応募者の優遇措置について

① 多数回応募者について

多数回応募者とは、平成20年1月以降の山陽小野田市営住宅の募集の抽選において4回以上落選された方です。（それぞれの申込時において、市営住宅の入居資格を満たしている必要があります。）

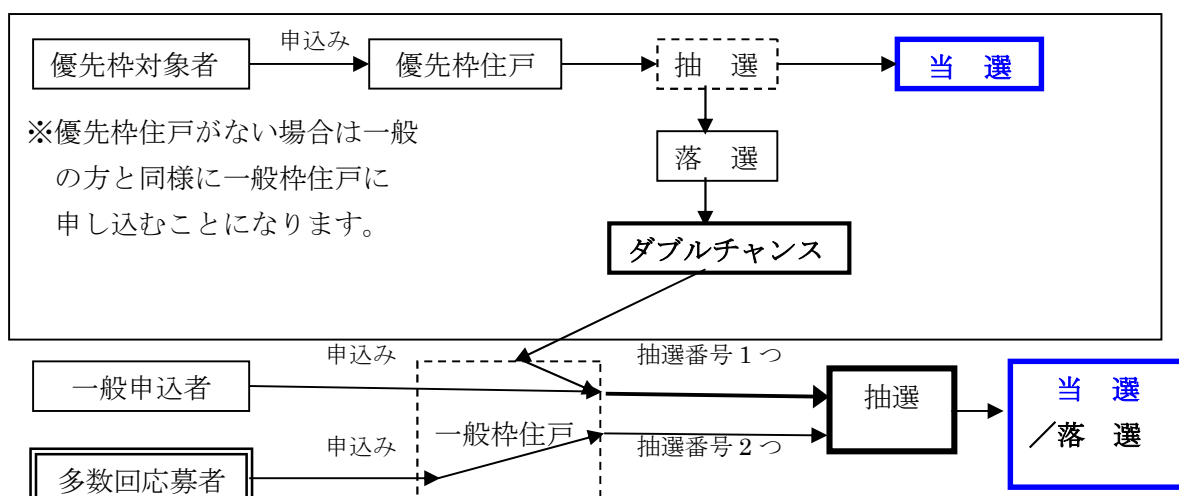
申込書を提出される際に、落選された「抽選結果のお知らせ」ハガキ4回分を提示してください。

② 優遇措置の内容

一般枠募集住戸の抽選において抽選番号を2つ割り振ります。

※ 優先枠対象者（8ページ）と多数回応募者の両方に該当する場合は、優先枠対象者として優遇措置を受けることになります。

優先入居のイメージ



※ 優先枠住戸に応募者がなかった場合には、一般枠住戸として扱います。

※ 優先枠住戸すべてにバリアフリー等の仕様などが備わっているわけではありませんので、設備等についてはお問い合わせ下さい。

※ 優先枠対象者

(1) 入居しようとする人が次のいずれかに該当する場合。

母子世帯 父子世帯	配偶者（婚姻の届け出はしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含む。）のない方で、20歳未満の扶養親族のある方
高齢者世帯	①入居申込者が60歳以上（単身者の場合） ②入居申込者が60歳以上で、かつ、同居人のいずれもが配偶者（婚姻の届け出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合その他婚姻の予約者を含む）又は18歳未満若しくは60歳以上の方
多子世帯	3人以上の扶養親族（18歳未満に限る）と現に同居し、又は同居しようとする方
DV被害者	DV法に基づく接近禁止又は退去命令が出されて5年以内又は保護等を受けた後5年以内の方

(2) 入居しようとする方の中に、次のいずれかに該当する方がおられる場合

身体障害者	6ページの「身体障害者」と同じです。
精神障害者	6ページの「精神障害者」と同じです。
知的障害者	6ページの「知的障害者」と同じです。
戦傷病者	6ページの「戦傷病者」と同じです。
原子爆弾被害者	6ページの「原子爆弾被爆者」と同じです。
引揚者	6ページの「引揚者」と同じです。
ハンセン病療養所入所者等	6ページの「ハンセン病療養所入所者等」と同じです。
生活保護受給者	生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者
中国残留邦人等支援受給者	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）等に規定する支援給付受給者
要介護者	介護保険法第7条第3項に定める要介護者
炭坑離職者	炭坑離職者求職手帳の発給を受けた方で、かつ、その手帳が失効していない方

※ 優先枠対象者となるには、上記（1）、（2）の要件を当該募集申込み締切り日において満たしている必要があります。

優先枠対象者でない方が優先枠住戸に申し込んだ場合、抽選で仮当選しても失格となりますのでご注意ください。

※ 単身で申し込む場合は、制限がありますので、5ページをご覧ください。

※ 年齢等の基準日は、当該募集の申込み締切日となります。

6. 入居資格審査等について

(1) 入居資格審査

仮当選された方には、入居資格を確認するため、入居資格審査を受けていただきます。

① すべての方に提出していただく書類

書類の種類	提出が必要な方	
	申込者及び同居親族（婚約者含む）	別居扶養親族
住民票（※）	全 員	
所得証明書（※）	全 員	
納税証明書【市税の未納のない証明書】（※）	全 員	
退職証明書又は雇用保険受給証明書	年の途中で、就職（転職を含む）又は退職された方	
資産証明書（※）	全員（未成年者を除く）	
賃貸借契約書又は家賃領収書	借家に住んでいる方	
別表に掲げる書類	別表アからサまでに該当する方がいる場合	別表アからオまでに該当する方がいる場合

※の書類は、市町村役場で発行されます。

（注1） 市営住宅の申込者、同居又は同居しようとする親族（以下「申込者等」という。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員。以下同じ。）ではないことを入居資格として条例に規定しており、申込者等が暴力団員でないことについて誓約をいただくとともに、入居者資格の審査の際に、暴力団員に該当するか否かについて警察に照会しています。

（注2）①続柄の記載のあるもの、世帯全員の証明のあるものとしてください。②コピー不可。

別表

該 当 者		提 出 書 類
ア	身体障害者	身体障害者手帳の写し
イ	精神障害者	精神障害者保健福祉手帳の写し
ウ	知的障害者	療育手帳の写し
エ	戦傷病者	戦傷病者手帳の写し又は県長寿社会課長の証明
オ	原子爆弾被爆者	医療特別手当証書又は特別手当証書の写し
カ	引揚者	県長寿社会課長の証明
キ	ハンセン病療養所入所者等	国立ハンセン病療養所等の長（廃止された私立ハンセン病療養所に入所していた方においては、厚生労働省健康局疾病対策課長）の証明
ク	生活保護受給者	直近の保護決定通知書又は福祉事務所長の証明
ケ	中国残留邦人等支援助給者	直近の支援給付決定通知書
コ	20歳以上で配偶者のいない方（学生は除く） ※母子（父子）世帯、単身者など	戸籍謄本の写し
サ	DV被害者	裁判所の保護命令決定書の写し 県男女共同参画相談センター等の配偶者暴力相談支援センターにおいて一時保護を受けた又は受けている方、婦人保護施設の入退所については、その確認・照会のため、山陽小野田市において、同所長又は同施設長から意見書を入手させていただきます。

② 婚姻予定者

婚姻予定者（当該募集の申込み締切日から3カ月以内に結婚する方）は、結婚式場の予約証明書、または婚約証明書（媒酌人等による証明）が必要です。

③ 優先枠申込者のうち下記該当者

該 当 者	提 出 書 類
炭坑離職者	炭坑離職者求職手帳の写し
要介護者	市町村長の証明
DV被害者	9ページの「DV被害者」と同じ内容です。

④身体障害者、精神障害者又は知的障害者であって、単身での入居を希望される方

単身入居の入居資格認定のための申立書を提出していただく必要があります。また、当市から該当市町村福祉部局に対して、

- ア．身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とするか
- イ．居宅において単身で日常生活を営むために常時の介護を受けることができるか、又は受けることが困難か
- ウ．精神障害者、知的障害者の方にあつては、必要な居住支援措置（常時の相談対応や緊急時の医療機関等への連絡）を受けることが可能か、可能な場合はその内容について、意見照会させていただきます。

常時の介護を必要とするが、居宅で受けることができない、又は受けることが困難である、と判断された場合は、入居が認められませんので、あらかじめご了承ください。

（２）実態調査

提出書類を確認するため、実態調査を行うことがあります。

（３）その他

- ◎ 婚姻予定者については、原則として、入籍を確認後、入居手続きを行います。
- ◎ 仮当選者が入居資格審査で失格となったとき又は入居を辞退したときは、抽選において補欠となった方の補欠順位に従い、入居資格審査等を行った上で、入居手続きを行います。
- ◎ 当選を辞退する場合は、必ず書面（ハガキでも可）により、辞退届を提出してください。特に様式は定めておりません。

7. 入居にあたっての注意

- 入居に際しては、連帯保証人と敷金（家賃の3カ月分）が必要です。
- 入居後には、家賃の他に共用部分に係わる維持管理経費（防犯灯、階段灯の電気代、共用の水道代など）を負担していただくことになります。
- 市営住宅では、犬、猫などのペットの飼育を禁じております。
- 浴槽や風呂釜、洗面台を入居者負担で設置していただく団地が一部あります。

<入居の承継について>

- 入居の承継は、入居名義人が死亡又は離婚により退去した場合において、同居者である配偶者及び高齢者、障害者等の特に居住の安定を図る必要がある方に限られます。

<駐車場について>

- 近年建設された市営住宅では、1戸につき、1台分の駐車場を整備しておりますが、建設年次の古い団地では、1戸につき、1台分の駐車場が確保できておりません。

このため、1戸につき、1台分の駐車場枠が確保できていない団地については、車庫証明を発行しておりません。

- 駐車場は原則として、入居者または同居者が所有・使用する車に限り使用を認めております。
- 1戸で2台以上の車を使用する場合は、2台目以降の車については、各自で市営住宅敷地外に適法な保管場所を確保して頂くこととなります。

決められた場所以外への駐車や不法駐車は、他の入居者や周辺の方々の迷惑となるだけでなく、緊急時の救命救急、消防活動の妨げとなりますので、絶対にしないでください。

令和2年8月28日改訂